

# 総務常任委員会

平成22年2月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	紀 良治
飯高 昭二	木澤 正男	
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	教 委 総 務 課 長	野崎 一也
教委総務課参事	佃田 眞規	生涯学習課長	黒崎 益範
生涯学習課係長	平田 政彦	会 計 室 長	山崎 善之
監査委員書記	山崎 篤		

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、木澤委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、飯高委員、木澤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、現在、史跡中宮寺跡において塔基壇の発掘調査が行われ、塔の心柱を支えていた礎石であります心礎が再発掘をされました。後刻、報告があるかとは思いますが、現地説明会が予定をされておりますことから、これに先立ち、当委員会として史跡中宮寺跡発掘調査現場の現地調査を行いたいと思います。

委員会を暫時休憩し、現地調査を行いまして、その後、帰庁後に委員会を再開し、レジメに沿って委員会を進めていきたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

それでは、史跡中宮寺跡発掘調査現場の現地調査を行うことといたします。

暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午前9時03分 ）

（ 再 開 午前9時40分 ）

委員長

再開いたします。委員の皆さんには大変お疲れ様でございました。

それでは、レジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長

先ほどの史跡中宮寺跡の現地視察では、総務常任委員会の委員皆様には、寒い中誠にありがとうございました。

それでは、継続審査(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。

斑鳩町文化財活用センター整備工事につきましては、予定どおり工事期間である12月21日に工事が竣工し、その後12月24日に竣工検査を経て工事引渡しを受けております。

さて、先の12月議会でご議決いただきました「斑鳩町文化財活用センター条例」においてご説明させていただきましたセンター長の人選につきまして検討いたしました結果、前奈良県立橿原考古学研究所長で前史跡藤ノ木古墳整備検討委員会委員長の樋口隆康様にご着任いただくのが適切と考え、お願いいたしましたところ、内諾をいただいております。今後、着任に向け事務的な手続きを進めてまいりたいと考えております。

また、当該施設を管理・運営していく上で、見学者への対応等には専門的な職務内容が求められることから、2月1日から12日までの間、文化財技術職員として学芸員の臨時職員の募集を行いましたところ5名の申込がありました。今後2月20日に採用試験を実施いたしまして2名の採用を決定をしてまいりたいと考えております。

なお、今後の文化財活用センターの企画展示をはじめとする諸事業について指導していただくことを目的に設置いたします運営委員会の委員につきましては、奈良県立橿原考古学研究所や奈良文化財研究所などの関係機関に打診をしており、4月からの委嘱についてお願いする予定でございます。

次に、今後の斑鳩町文化財活用センターに関するスケジュール予定について

てご説明申し上げます。

まず、竣工記念式典につきましては、3月20日（土）の午前10時から午前11時30分までを、式と招待者への内覧会の予定しております。その後引き続き、午後1時から午後5時まで町民皆様への先行公開を行います。そして、翌2月21日（日）から一般公開を行ってまいりたいと考えております。また、施設の開館記念として、以前から当総務常任委員会へもご報告させていただいております「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」の開催に向けて、現在、文化庁をはじめとする各関係機関への手続き等の事務を進めております。そして3月20日（土）午後から翌週の3月28日（日）の午後5時までの9日間開催いたします。

さて、ここで条例にもございました特別展の観覧料につきましては、類似施設の状況も参考にいたしまして、今回は大人500円、学生（高校生・大学生）200円、小人（小学生・中学生）100円を徴収してまいりたいと考えております。なお、20名以上の団体に対しましても、類似施設を参考にいたしまして、2割引きの団体割引を行ってまいりたいと考えております。ただし、条例に記載いたしました条件に該当する、例えば町内在住の中学生以下の方や町内の70歳以上の方などは免除の対象となり、無料となります。

また、この展示会の開催に合わせて毎年5月に実施してまいりました「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」を石室内の環境変化に配慮しまして、21日（日）、22日（月・祝）、翌週の27日（土）、28日（日）の計4日間開催してまいります。これらのスケジュール予定につきましては、今後ポスター、チラシ、ホームページで広報するとともに、報道公開も行い、また平城遷都1300年祭の情報ともリンクさせながら、十分に広報・宣伝してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、藤ノ木古墳のガイダンス機能を有した文化財の拠点施設である斑鳩町文化財活用センターの開館におきましては、「藤ノ木ウィーク」とも言うべき、斑鳩らしい特色ある事業として、多くの方々にご来場していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。先ほどの現地視察でご覧いただき、担当者からご説明いたしました通り、現在、塔基壇の中心部の調査を再開し、昭和38年及び昭和59年に確認されております塔心礎の再検

出いたしまして調査を進めております。また、これまでに当総務常任委員会にてご報告しております講堂及び回廊の推定地の調査区では、柱穴（ちゅうけつ）遺構を検出しましたことから、一部拡張を行いましてその確認作業を行っております。

なお、昨日の2月18日（木）には史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催しまして、現地指導を含め調査成果を報告いたしまして、ご指導していただき、その内容について報道公開を行ったところでございます。

そしてこれらの貴重な調査成果をご覧いただくため、2月20日（土）午後1時から4時までを町民皆様を対象に、また翌日21日（日）午前10時から午後4時までを一般対象に、現地説明会を開催することとしております。

また、安田家の文書につきましては、町民のみなさんに見ていただく機会をつくるよう、これまで当総務常任委員会においてご意見をいただいておりますが、3月6日（土）から3月14日（日）まで、町立図書館にて展示会を開催してまいります。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 文化財活用センターのセンター長が、内諾いただいたということも含めて報告いただいたんですけれども、体制のほうですね、以前からおたずねをしておりますけれども、今、センター長と正規の職員さん2人と、あと学芸員が2人ということで、全部でそういう体制ということなんですかね。センター長と学芸員さんのその位置付けっていうんですか、これ臨時職員でっていうことも含めて、どういう体制でということをお尋ねしておきたいと思うんですけれども。

生涯学習課長 センター長につきましては、ご報告申し上げますとおり、臨時職員の職員ということでございます。そして、今現在、生涯学習課のほうで勤務しております技師と係長と、プラス、今回臨時職員として、学芸員の資格を持っておる学芸員、常勤の臨時職員として計5人という体制で考えております。

木澤委員 センター長についての考え方というのは、前回の委員会でも、一定お示し  
いただいて、そういう形になるのだろうと理解しているんですが。そうしま  
すと、実際に事務をしていただく方ですね、受付とか、そういう方とかはど  
ういう形になるんでしょうかね。今、技師の方と係長と正職員2人いてくれ  
てはりますけれども、どちらも現場に出て行ったりとか、ずっとそこにいて  
管理をするというのは難しいと思うし。この学芸員の方についても、役割が  
もうひとつ、専門家という一定の立場でのサポートになるのかなと思うんで  
すけれども、館の実際の事務的な仕事っていうのは、どの方がしていただけ  
るのかなと。

生涯学習 正規の技師2名と臨時職員の学芸員2名ということで、そのローテーショ  
ンによって館の運営を考えておりますが、文化財ということで現場もござい  
ます。現場に携わる人間、それと必ずその館には開館時、館の事務に携わる  
人が必要ですので、そういったことをローテーションを組んで、運営をして  
まいりたいと考えております。

木澤委員 そうしますと、技師お2人と学芸員の方お2人、この4人でローテーショ  
ンをするということなんですね。休館日なんかも、委員会で意見を言わせて  
いただいて変えていただいたりしてしまして、できるだけ休館日は少なくし  
ながら運営していただくようお願いもしてきましたけれども、これでロー  
テーションとしては大丈夫なんかなというの、ちょっと心配なんですけれ  
ども。あと観光協会の方との連携というのはどうなっているでしょうかね。  
観光協会の方にご協力いただいて、館の運営っていうんですかね、案内とか  
いうこともしていただくような話は以前あったかと思うんですけれども。

生涯学習 展示棟におきます案内につきましては、歴史関係のボランティアの関係の  
課長 方にも現在お願いをしているところがございます。それで、常時1名から2  
名の方に展示棟のほうに来ていただきまして、日常の簡単な説明等につい  
ては行ってもらいたいというふうに考えております。

木澤委員 そうしますと、ボランティアで来ていただく方については受付等はしないで、案内だけをしてもらうという形になるのですか。

生涯学習  
課長 ボランティアの方につきましては、受付等も含まれます。

木澤委員 ちょっともうひとつ全体として流れがどういうふうになるのかなというのと、人員の体制ですね、今聞かせていただきましたけれども、基本的にはローテーション4人でされて、ボランティアの方に協力をしていただくということで。まあ実際オープンしてみないとわかりませんが、ここは人的に大丈夫なのかなと思いますので、また状況を見ながら、必要であればきちんと臨時職員さんなり採用して、対応いただきますようお願いをしておきたいと思います。

それともう1点なんですけれども。特別展、オープンということで、ご説明をいただきましたけれども、ちょっと私聞き逃したかもしれませんけれども、これは、あそこで出た国宝を展示しての特別展となるのですか。

生涯学習  
課長 今回の里帰り展につきましては、藤ノ木古墳より出土しました馬具等を中心とした里帰り展の展示でございます。

木澤委員 あと、その特別展は基本的に料金もとれるようにということで、条例の中でも設定をしてきましたけれども、類似団体を見てこの金額にしましたよというふうにされましたけれども、かかる費用との関係で、何か関連性というのはあるんですかね。それと、別にどれだけ経費がかかっていようが関係なしに、今後もうこういう形で一定の金額をとっていくという考え方なのか。そうか、今回はこの金額だということなのか。それはどうなんですかね。

町 長 基本的には、馬具とかああいう国宝級のものをしますと、そういうものについては非常に経費がかかります。そういう点では、一般的には、普通から考えますとだいたい500円、そしてまた子どもさん、中学生とか小学生は100円とか、そういう値段設定をするのが一番好ましいのではないかと。そういう点については、なかなかやっぱり費用対効果というのは生まれてこ

ない。文化そのものを維持するというのは、いいものを、斑鳩町ではこんなものが出ましたよということで里帰りすると、それとまた他の特別展についても、だいたいこれぐらいの500円という範囲でどうかなということで設定いただいたということでございます。

委員長 他にございませんか。ないようですので、私のほうからひとつお聞きします。先ほど、技師のお2人と学芸員の資格をもった臨時職員の方で運営をやっていくということなんですけれども、例えばですね、遺跡の有無調査確認願い等、そういう事務的なことも臨時職員の方がやられるということなんですか。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 学芸員という資格者を採用はいたします。で、事務的なことにつきましても、行っていただく予定でございます。

委員長 他にございませんね。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

3月定例議会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

まず(1)職員の勤務時間の短縮に伴う関係条例の整備に関する条例について、理事者の説明を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは、3月定例会の付議予定議案の説明でございますが、(1)職員の勤務時間短縮に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、お手元の資料1の最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成20年12月26日に公布されまして、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法



律や地方公務員の育児休業等に関する法律などが一部改正されまして、平成21年4月1日から国家公務員の職員の勤務時間について、1週間当たり40時間を38時間45分、それから1日当たり8時間を7時間45分に短縮する等の改正がされているところでございます。このことから、当町職員の勤務時間につきましても、この改正に準じて所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、改正にあたりましては、関係いたします斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例、それから、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、この3つの条例の一部改正を、この「職員の勤務時間短縮に伴う関係条例の整備に関する条例」ということで一括で改正をさせていただくものでございます。

その主な改正の内容といたしましては、(1)として、現在1週間当たりの勤務時間40時間でございますけれども、これを1時間15分短縮いたしまして38時間45分に、(2)として1日当たりの勤務時間では、現在の8時間を15分短縮いたしまして7時間45分にそれぞれ改正するものでございます。(3)といたしましては、育児休業適用職員の選択できます(ア)から(エ)の4つの勤務形態がございますが、これにつきましても、勤務時間の短縮に伴いまして、それぞれの時間を改正するものでございます。

なお、役場本庁や出先機関の開庁の時間あるいは閉庁の時間につきましては変更せず、職員の勤務時間の割り振りをするによって対応してまいりたいと考えております。このことによりまして、これまでの行政サービスは維持できるものと考えております。施行日につきましては平成22年4月1日から施行というふうに考えております。

なお、勤務時間を1日、15分短縮することによりまして、年間の勤務時間が約60時間短くなるということでございます。これに伴いまして、勤務1時間当たりの給与額が上がることになりまして、職員が時間外勤務や休日勤務をした場合の手当額が約3%上がるということになります。

平成22年度、来年度の予算ベースで試算いたしますと、総額で年間約160万円の増額となるという計算になりますけれども、これまで以上に業務能率のより一層の向上に努めていくなかで行政コストの増加を極力抑えてまいりたいというふうに考えております。

以上で、職員の勤務時間短縮に伴う関係条例の整備に関する条例の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この改定につきましては、以前から、私も指摘をさせていただいてきましたので、改定されることについて全然異議はないんですけれども。ちょっとおたずねだけしておきたいのが、開庁時間・閉庁時間を変えないとおっしゃったんですけれども、そうすると職員さんが出勤時間をずらして、ローテーションでという形になるんですかね。

総務課長 今、おっしゃっていただきましたように、8時30分から5時30分の開庁時間は変えないということですでございますので、で職員の勤務時間は7時間45分となりますと15分の短縮になるわけですけれども、ある職員については8時30分から5時15分まで、それから、もうひとつの職員については8時45分から5時30分までという、2つのグループに分けて、割振りを指定して対応してまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。ないようですので、私のほうからひとつだけお聞きします。これは、最近の流行みたいなんですけれども、条例改正をですね、今回みたいに3つほどの条例改正をひとつの条例で改正していくという流れになっているんですけれども、こういうことは基本的には住民の方の目には触れないんですけれども、なんか複雑になっていくような感じするんですけれども、そこらへんはどうですねやろ。というのがね、これ3つあったら、それぞれ条例を変えていけば一目瞭然に分かってくるわけなんです。ただし、例えば、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということは、その条例を改正すれば一目瞭然に分かんねんけれども、それら、この3つを含めて、またひとつの条例を作っていくというたら、なんか複雑になっていくようには思うんですけれども、そこらへんはどうですか。

乾総務課長。

総務課長 条例の改正のやり方と言いますか、要は種々あると思うんですけれども、今委員長がおっしゃった形の、それぞれの改正を行うというのも、ひとつの方法でございます。今の関係については、7時間45分にするという改正でございますので、その関係する条例をひとつの改正条例として、まとめて改正していくというのが、主流でございますので、法制執務の中ではそういうのが主流でございますので。分かりやすいのであれば、当然ひとつずつということになるんですけれども、そういう別々にやりますと、かえって、そのつながりが分かりにくということもございます。これは一括して改正していくというのが、法制執務上は主流となっているということでございます。

他にございませんか。

委員長

( な し )

委員長 ないようですので、次に、(2)斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、理事者の説明を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政 それでは3月議会に提案予定をいたしております斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

課長 お手元には資料2を配布しておりますので、ご覧いただきたいと思います。今回、提出を予定しております本議案は、斑鳩町文化振興センター(いかるがホール)の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を、今回お願いするものでございます。

指定する団体といたしましては、現在の指定管理者であります財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き指定してまいりたいと考えております。

指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とさせていただきたいと考えております。

なお、この斑鳩町文化振興センターの指定管理者の選定にあたりましては、斑鳩町文化振興センター施設運営方針、お手元の資料では資料2-1でござ

いますが、ここにありますように現在、指定管理者である財団法人斑鳩町文化振興財団を、公募せずに単独で指名しまして、斑鳩町文化振興センター条例第2条の5の規定に基づきまして、斑鳩町文化振興センター指定管理者指定申請書、これにつきましてはお手元の資料の2-2でございます、の提出を受けまして、この2月5日に開催いたしました斑鳩町指定管理者選定等審査委員会におきまして検討の結果、斑鳩町文化振興財団を指定管理者の候補として選定することとなりました。このことから、3月議会に議案を提出させていただきたいと考えているところでございます。

まず、先ほどありました資料2-1 斑鳩町文化振興センター施設運営方針をご覧くださいと思います。まず1番目の項目としまして公の施設に関する現況についてでございますが、現在、斑鳩町文化振興財団を指定管理者としております現状等を記載しているところでございます。

次の2番につきましては、指定管理者制度の適用および選定手続きについてという項目でございます。いかるがホールの管理運営につきまして、指定管理者制度を導入しまして、指定管理者の選定についても、過去4年間の指定管理者としての実績に基づきまして、公募せず、財団法人斑鳩町文化振興財団を単独で指定する手続きをとることとし、選定期間も3年としているところでございます。その理由につきましては、そこに3点書かせていただいております理由というところでございます。

次に、資料2-2をご覧くださいと思います。斑鳩町文化振興センター指定管理者指定申請書ということになっております。その資料に添付されておりますのは、事業計画、また運営費提案書、収支計算書、団体の概要書等が添付されておりますので、またご覧くださいと思います。

次に、資料2-3でございます。斑鳩町文化振興センター指定管理者の候補者に係る審査の結果について（報告）ということになっております書類でございますが、ご覧くださいと思います。これは、2月5日に開催いたしました斑鳩町指定管理者選定等審査委員会の審査の結果をとりまとめたものでございます。審査の結果としましては、財団法人斑鳩町文化振興財団を斑鳩町文化振興センターの指定管理者の候補者として選定しております。選定理由としましては、財団法人斑鳩町文化振興財団の平成18年度から4年間、当初は1年、次の2回目につきましては3年間の指定管理者の実績など

を総合的に評価した結果、施設の詳細及び業務内容を熟知しており、本センターの重要性や設置目的についてよく理解しており、文化振興を図る自主事業を展開しつつ施設管理と合わせた一体的で効果的な質の高い運営が期待できることとということであります。次に、指定の期間でございますが、安定した施設管理の観点から、前回と同じ3年間といたしております。平成22年4月1日から平成25年3月31日までの、この3年間とさせていただきたいと考えております。

次に、資料2-4でございます。指定管理料等の推移でございます。平成18年度から平成20年度につきましては決算額を記載しております。また、平成21年度から平成24年度までは予算額となっておりますところでございます。収入では、指定管理料収入と使用料収入、支出では、人件費、光熱水費等の項目となっておりますところでございます。平成18年度から平成20年度の実績では、それぞれ収入が支出を上回っておりまして、管理経費の縮減に努められているところであります。また、平成22年度から24年度につきましては、支出の実績を見るなかで設定されているところでございます。

以上、斑鳩町文化振興センター指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 いろいろと見せていただかないとちょっとわからないと思うんですけども。先ほど課長が指定管理料等の推移ということで、決算額のところでちょっと報告してもらったんですけども、これの3の収支差額のところは、下のところにもまた書いていただいていますけれども、これはどういうふうに見ていったらよいのですか。ちょっとこれだけ説明をお願いいたします。

企画財政課長 この収支差額についてでございます。例えば平成20年度でございます。収入合計から支出合計を引きました差額が464万9千円となっておりますところでございます。これにつきましては当然収入を上回っておりますので、その分が財団の収入となるところでございますが、指定管理料のなかで光熱水

費または修繕費等で当初予算に定めておる金額、これが余りましたものにつ  
きましては、指定管理料の返還金ということにさせてもらっております。ま  
たそれ以外の差額につきましては、財団法人斑鳩町文化振興財団補助金とい  
うのを財団に支出しているところがございます。その補助金から、その分、  
オーバーしている分を差し引きまして補助金としているところがございます。  
ですので、指定管理料と補助金で調整をいたしまして、差し引きゼロとなる  
ようにしているところがございます。

木澤委員　この3年間の分で、推移を見ると、18年度から19年度にかけてはちょ  
っと減って、19年度から20年度にかけては増えていると。ということで、  
毎年、文化振興財団の分については報告していただいていますので、そのと  
きの状況もありますけれども、これは別に減っていつているという見方は間  
違っているんですか。

企画財政課長　毎年、支出につきましても、ここに書かせていただいております、ほぼ1億1  
00万から400万程度という推移で一定になっているところがございます。  
また、収入につきましても若干ではございますが、年度ごとに若干増えてい  
っているといった状況でございます。

委員長　よろしいですか。他にございませんか。　伴委員。

伴委員　資料2-1の1枚目なんですけど、もうちょっと確認させていただきたいで  
すけれども、「公募せずに過去の実績で」というような、この実績、実績と  
いう文言が非常についているんですけど、その実績というのはわかるんです  
けど、公募するか、しないか、公募せずにということが続けておられる、このへん  
の理由、実績以外にちょっと何かありましたら、お聞きしたいんですが。

総務部長　いかるがホールを設立した段階で、文化振興財団を設立いたしております。  
この設立した目的もございまして、設立の目的もございまして。この財団をよ  
り生かすためには、ここに指定するということが一番ベターであるというこ  
とで、こういう施設につきましては、やはり、どういう施設であっても財団

を設立しておれば、こういう施設にやっぱり指定をされております、そのままで、公募せずに。

伴委員 今、ご説明いただいたというなかで、結局、どこともこういうスタイルのときは、指定管理者となっても、財団でたいがい運営されていると、こう考えさせてもらっていいわけですか。

木澤委員 ちょっと今のことに関連して、全国的に指定管理の取り消しっていうのが、2千件ぐらいどうも起こっている状況があるらしいですけども、そのへんのところ、ちょっとつかんではったら。

総務部長 それは全体的なもので、例えば、一番適当な例が、野迫川村の旅館施設がありました、村営の、これを指定管理で東京の業者に委託されました。はじめ安く請け負ったけれども、これにつきましては撤退されました。撤退されるということは、当初の目的に沿わないということで。これは直営にされるということになって、それ以外の施設は、文化ホール以外で、今言った宿泊施設やプールなどございますよね。プールは今、県営でもやっていますけれども、そういう大きい施設、小さい施設、いろいろあるんですわ。こういう施設だけでなく。そういう小さい施設について民間へされたけれども、やはり業者は儲からなければ撤退しますよね、また一方でサービスが低下しても撤退しません、住民から苦情があって。そういうことからどんどん減ってきているという状況にはなっております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上、3月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者

の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政  
課長

各課報告事項の（１）平成２１年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）につきましてご説明申し上げます。それでは、お手元の資料３でございます。ご覧いただきたいと思っております。

この資料につきましては、一般会計補正予算（第８号）の全体の歳入、歳出総括表となっておりますが、この中から本委員会が所管となります項目の説明をいたしますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

まず今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，５８６万３千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ７８億９，５２１万４千円とするものでございます。

それでは、はじめに歳入予算の補正を説明いたします。

まず、第１款 町税でございます。町民税・個人におきまして、均等割額については若干の増収を見込めるものの、退職分離課税分が退職者見込数の減によりまして減収が見込まれることなどによりまして７１０万円の減額。また町民税・法人におきましても、世界的な経済不況の深刻化により、製造業を中心とする各企業の業績が大きく落ち込んでいることなどから１，６２０万円の減額。また固定資産税につきましては、土地については当初の見込みを若干下回りますものの、家屋について平成２１年度評価替えに伴い見込んでおりました在来分家屋の減価幅が当初の予測を下回りましたことなどから１，３００万円の増額、また都市計画税につきましても、固定資産税と同様の理由によりまして１１０万円の増額となっております、町税を合わせまして９２０万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に第５款の株式等譲渡所得割交付金では、県において交付金の原資となります株式等譲渡所得割県民税の決算見込みが当初見込みを大きく下回ることが示されましたことから３６０万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第１３款 使用料及び手数料でございます。まず、教育使用料におきまして、斑鳩町文化財活用センターの３月オープンにおけます特別展の入館者見込みによりまして観覧料７９万８千円の追加補正をお願いするものでございます。



次に第14款 国庫支出金では、総務費国庫補助金で、国の第2次補正予算において、地方公共団体によりきめ細かなインフラ整備を支援するため、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が創設されたことから、その交付限度見込み額5,076万3千円の追加補正を行うものであります。

次に第16款の財産収入でございます。財産貸付収入では、土地開発基金用地におきまして土地賃貸料収入があったことから7千円の増額、また利子及び配当金では、各基金利子の決算見込みによりまして122万円の増額となりまして、合わせまして122万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款の寄附金でございます。まず教育費寄附金では、ふるさと納税によりまして8名の個人からご寄附がありまして、9万1千円の増額、福祉費寄附金では、同じくふるさと納税によりまして2名の個人と1団体よりご寄附がありまして13万2千円の増額、都市計画費寄附金では2名の個人からご寄附がありまして2万円の増額となっております。合わせまして24万3千円の増額補正を行うものであります。

次に第21款の町債では、土木債で、まちづくり交付金の減額があったことから150万円の増額補正を行うものであります。

次に、歳出予算の補正の説明をさせていただきます。裏面をお願いいたします。第2款総務費でございます。まず、一般管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当の負担金2,185万7千円の増額、次に財産管理費では、財政調整基金等の各基金利子の決算見込みによりまして積立金また繰出金としまして100万6千円の増額となっております。合わせまして2,286万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に第9款の教育費でございます。事務局費で、職員の退職等によりまして事務量の増によります時間外勤務が増となったことから94万3千円の増額。また文化財保存費で、教育費寄附金、さきほど申しましたふるさと納税でございます「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立て9万1千円の増額。合わせまして103万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第11款でございます。公債費では、平成21年度の定時償還にかかります利子額が確定いたしましたことから、2,440万6千円の減額補正をお願いするものであります。

最後ですが、第12款予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源1,475万円を充当するため補正をお願いするものでございます。

次に繰越明許費につきましては、諸般の事情によりまして本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費としまして、一番上の総務費でございますが、全国瞬時警報システム整備事業で443万8千円、またその下の第4次斑鳩町総合計画策定事業で82万円を予算計上させていただいております。

またその下の地方債補正につきましては、まちづくり事業債におきまして限度額を150万円増額しているところでございます。

以上、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 歳入の部なんですけれども、13の使用料及び手数料ということで79万8千円を見込んでおられるんですけれども、何名の方が観覧されるということで予定されて、こういう金額を見込んでおられるですか。

生涯学習課長 観覧料ということでございます。文化財活用センターのオープニング記念ということもあり、特別展の開催期間中のうち土曜日・日曜日・祝日等にあたる5日間につきましては、1日あたり大人200人、学生50人、子ども40人を想定をしました。そして一方、平日にあたる4日間につきましては、その土曜日・日曜日・祝日の50%と想定をしまして、全体で、期間中で大人1,400人、学生350人、子ども280人ということで想定をいたしました。

飯高委員 人数、今教えていただいたんですけれども、これ来られた際の交通というんですか、車とか等でこられたときの混雑についての検討はされているんですか、想定された場合において。

生涯学習課長 駐車場につきましては、周辺にございませんので、町営駐車場のほうをご利用していただくように啓発をする予定でございます。そして、また、藤ノ木古墳の石室特別公開とあわせての展示ということもございますので、法隆寺から藤ノ木古墳、活用センターというようなルートもございますので、そういった来場者の流れにつきまして、事故等がないよう、周辺の立哨等につきましても計画をしています。

飯高委員 結構です。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 退職者の手当の負担金もあげていただいているんですけども、今年度末までに退職を見込まれる方、既に退職された方も含めて、何人の方が退職されるんですか。

総務課長 6名の退職がございます。

木澤委員 新規に正規職員の方も採用していただくと思うんですけども、6人もいないですよ。だんだん、適正化計画と照合の中で、計画どおりにいかないと思うんですけども、そこはどう考えてはるんでしょうか。

総務部長 斑鳩町の場合、職員の適正化計画以上の職員の削減になっております。そうしたなかで、ここ2年ですかね、職員の採用をいたしております。今年度につきましては、今、乾課長が6名と言いましたけれども、一般職につきましては4名となっております。そうした中で、今年度も職員を採用いたしておりますけれども、また保育士も採用いたしておりますけれども、この人数を勘案しながら、職員は採用してまいりたいと考えております。そして定員管理につきましても、数年前の委員会でもご答弁させていただいたんですけども、やはり行政需要がだんだん増えてまいっております。そうしたなかで新たな制度も出来てきております、例えば後期高齢者医療制度なんかもございまして、やはり、それらも踏まえた中で、やはり今の水準を維持する

のではなくて、徐々には増やしていきますよということでご答弁させていただいております。ただ、一気に増やしてまいりますと、やはり人件費が増高しまして、やはりそれは町財政を圧迫してまいりますので、今後の退職の人員を見ながら、でも緩やかに、幾人かの人数は増やしていきたいとは考えております。

木澤委員　　どんどんと削減やという風潮があるなかで、きちんとやっぱり住民サービスを確保していただける職員さんはきちん雇っていただいて対応していただく。今、部長のほうでも、そういうふうにおっしゃっていただきましたので、そういうふうに理解をしておきたいと思います。

委員長　　他にございませんか。　　伴委員。

伴委員　　歳入のところの1番の町税で、町民税の個人の分ですけれども、今ご説明いただいた感じでは、私聞いたら、退職者の減少により減額というような形で、私お聞きしたと思うんですけれども、もう少し、それ詳しく、お願いできないでしょうか。

税務課長　　例年、過去の実績を見ながら当初予算では約2千万円程度の調定ベースで見込んでおります。それが今回、人数の減というか、当初見込まれていたよりも減、実績では少なくなっております、1,400万円を下るのではないかとということで推計しておりますので、その関係で今回減額補正をさせていただいたということでございます。人数も減っているんですけれども、額自体も減っておりますので。そういった関係で今回、減額補正をお願いしているということでございます。以上です。

伴委員　　私が危惧するのは、滞納者が増えているとか、そういうふうな感じで危惧するんですが、そのあたりとは全く違うのですね。

税務課長　　滞納が増えているとか、そういったことではございません。あくまでも見込んでおりました現年課税分にかかります退職分離課税の調定額が当初見込

んでいたよりも減っているということでございます。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に(2)職員の職名の改正について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは2番目でございますが、職員の職名の改正についてでございます。職員の実際の職務よりも上位の給料表の級に格付けをして給与を支払っている、いわゆる「わたり」が行われているとして、奈良県内の16の市町村別の職員数を奈良県が公表いたしました。当町も29名が対象となっております。このことは新聞報道もされたところでございます。

こうしたことから、当町の「わたり」とみなされている職名につきまして、改正を行ってまいりたいというふうに考えております。お手元の資料4をご覧くださいと思います。資料の左側の表が現行の改正前の級別の職務の名称でございまして、右側の表が改正後の級別の職務の名称でございます。

左側の現行の職には、例えば主事あるいは技師の職にある者が2級から4級まで格付けをされております。当町では3級にある主事あるいは技師が23人、それから栄養士が1人、それから4級にある主事5人の計29名が「わたり」というふうにみなされております。

しかしながら、実際には昇任試験を実施いたしまして4級に格付けしておりますし、3級に格付けするには2級での経験年数を必要としているというのが現状でございます。単なる「わたり」ではないというふうに県のヒアリングの時にも説明をしているところでございます。

こうしたことから、右側の改正後の表として新たに3級の職として「主査」を新設、それから4級の職といたしまして「上級主査」を新設いたします。また、保育士につきましても、新たに3級の職といたしまして「上級保育士」を新設、それから4級の職といたしまして「総括主任保育士」を新設いたしまして、それぞれの級に対応した職名を付ける規則の改正を行うことで、こ

の「わたり」というものは解消されるというふうに考えております。

なお、施行日につきましては平成22年4月1日からとしたいと思います。  
以上で、職員の職名の改正についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 伴委員。

伴委員 ちょっと私理解できてないところありまして、お聞きしたいんですけども。改正後ですねんけど、保育士、看護師、栄養士の欄と、保育士の欄が1級、2級とまたがってますわな。こういうふうに改正後になっていても、わたりはこの改正で解消できる、わたるっていう表現もあれですねんけども、そういうふうなんは解消できるわけですか。

総務課長 今、わたりというふうに言われておりますのは、3級以上の職名の中で、職名が上位の職に格付けをされているというのが、一応わたりとみなされるということでございますので、当然1級、2級、この中でおっしゃっていただくように、保健師とか保育士は両方にまたがっておるんですけども、これについてはわたりではないということでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今、課長言っていた説明だと、この改正後、こう変わることでよって、その本人さんの給料自体が変わるってということはないわけなんですね。

総務課長 当然、今それぞれの級に格付けをされておりますので、それは変えずに、職名を発令をするということでございます。

木澤委員 それと、新たに新設をされる部分についての試験等については、これも変わらないと、これまでどおりということなんですか。

総務課長 これまでどおりでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(3) 臨時職員の賃金の改定について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは、3つ目でございますけれども、臨時職員賃金の改定についてでございます。臨時職員の賃金の改定につきましては以前より各議員さんからもご意見をいただいておりますところでございますが、平成22年4月1日から賃金の改定をしまいたいというふうに考えております。

資料5をご覧くださいと思います。資料5の表でございますけれども、改正の内容ということでございますが、まず、時間給につきましては、表の一番下とその上の行でございますけれども、一般事務職とそれから技能労務職の職員、それからその上の行ですけれども給食調理員の時間給、現行760円でございますけれども、780円に20円の引き上げを行います。

それから日給につきましても、一般事務職と技能労務職の職員、それから給食調理員、公民館の夜間の事務職員、それから発掘調査補助員の現行日給6,080円を6,240円に160円の引き上げ、それから遺物整理補助員につきましては、現行5,500円を5,600円に100円の引き上げを行いたいと考えております。

それから月給につきましては、表のまず1行目でございますけれども、資格を有する職種で、大学卒の学校や幼稚園の臨時講師や司書、それから2行目になりますけれども、短大卒の学校や幼稚園の臨時講師、保育士等についてそれぞれ月給で3,200円の引き上げを行います。それから3行目のふれあい交流センターいきいきの里、あるいは老人憩の家等の職員の月給につきましても、3,200円の引き上げを行いたいと考えております。

また、この表にはございませんけれども、月給で勤務する職員で、平成20年度から月給の経験年数による区分というのを廃止しておりますけれども、その時点で在職していた臨時職員を引き続き雇用した場合に、その月給の水

準を維持しております。これらの者についても、今回の引上げに準じた形で引上げを行いたいというふうに考えております。それから4行目でございますが、3月20日にオープンいたします文化財活用センターにおきますセンター長の賃金につきまして、現行定めがございませんけれども、新たに日給20,000円と定めるものでございます。これにつきましても、平成22年4月1日から施行ということで改正を行いたいと考えております。以上で、臨時職員の賃金の改定についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 基本的に臨時職員さんの賃金上げていただくことは非常にいいことだというふうに思うんですけども。今回、これ一律に何%という形での考え方、どういうのに基づいてやったんですか。

総務課長 これにつきましては、まず時間給を見る中でですね、近隣の市町村の動向でありますとか、民間の賃金の関係を勘案する中で、まず20円の引上げが妥当ではないかという判断の中で、それから日給、あるいは月給という形で引上げをさせていただいたということでございます。

木澤委員 近隣のあれを見る中でということなんで、また、以前から臨時職員さんの賃金については改善をとということで申し上げてきましたけども、時給等については変わるんですけども、ボーナス、期末手当についての考え方ってというのはどうなんでしょうか。

総務課長 期末手当につきましては、当然、正職も率が下がっているという状況でございますけども、臨時職員については引き下げずにそのまま据え置くということでございます。

木澤委員 今日はちょっと置いておきたいと思うんですけども、また一般質問や新年度予算の審査の時にも議論させていただきたいと思っておりますので、今日これ



ぐらいにしときたいと思うのと、あと、文化財活用センターの長の日給ですね、これえらい高いなと思うんですけども、これの根拠はどういう形なんでしょうかね。

委員長 黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 文化財活用センターのセンター長の賃金2万円ということの根拠に対するご質問でございますが、2万円という金額を設定するにあたりまして、県内及び類似する施設のセンター長、館長等の賃金等を勘案する中で、その勤務形態等によって決められております。その中で今回この2万円という金額を決定したものでございます。

木澤委員 これまでの説明ですと、基本的にそこにいてもらって、なにか仕事をしてもらうということではなく、言うたら樞考研とのパイプ役も兼ねていただいとということなんで、実際にどんだけの仕事をしてもらうんやろうということでは、そんな何日も来はらへんという報告をいただきましたけども。ただ、他の類似団体でこういう金額設定だということ、同じようにこういう金額で設定するというのはいかなものかなというのと思うんですけども。この方、もともと藤ノ木古墳の整備検査委員会の委員長してくれてはりましたよね、その時の委員さんの報酬っていうのはいくらやったんですか。

生涯学習課長 非常勤特別職の条例に基づいて、当時8千円です。

委員長 私も金額的にそれぐらいでしていただけるものなのかなというふうに考えていたんですけども、これちょっと委員長、ぜひ他の委員さんにもご意見お聞きしたいなと思うんですけども。

委員長 小城町長。

町長 こういうセンター長っていうのはなかなか難しいもので、だいたいまあ、その人によってですね、だいたい5万円とか、4万円とか日給が出てまいり

ます。うちは特に樋口先生にご無理を願って2万円という設定をさせていただいております。これはもうやっぱりいろいろと、樋口先生っていうのはやっぱり考えたら檀原考古学研究所の所長でございますね、なかなかこういう人は木棺に対する非常に情熱があるか、あるいはそういう歴史学的な領域に長けています。そういう点で私はこうしてですね、よう先生がお受けいただいていることですね、2万円というのは斑鳩町としては、一応これだけで辛抱してほしいということで、ご快諾をいただいたと思っております。

委員長 委員さんどうですか。 飯高委員。

飯高委員 日給2万円ということで、木澤委員から高いというようなこと言われているんですけども。これ、各自治体のこういった文化財のセンター長なり責任者っていうのは、いったいどの程度のね、実際金額になっているのかわつていうのを、ざっと比較しないと分からない点があるんじゃないかなと思うんです。だから、そういった資料があればそれと比較して検討できるやろうし、高い低いは僕はちょっと分からないですね、今の現時点においては。

委員長 伴委員。

伴委員 私も今、飯高委員言われたようなかっこうで、やっぱりちょっとその辺の資料といいますか、そういうものがないとちょっと今判断できないという感じなんです。自分の今持っている感覚で言ったら、こんなもんなんかいなつていうような感じでございます。

委員長 紀委員。

紀委員 私、他のセンターとかで、どんな給料貰っておられるかわつていうのもまだ研究してみないと分からない部分だと思うんですけども、料金的にはこんなものじゃないかなと、町長おっしゃったように5万もらってはるところもあれば、10万もらってはるところもあるという話でしたんで、まあこんなもんやないかと思えます。

委員長　　そしたら先ほどの理事者側の答弁の中で、類似施設のことにも勘案してというふうなこともおっしゃいましたんで、その類似施設に関しての館長の報酬表を3月の定例会までに出していただけますか。どうです、できますか。

生涯学習  
課長　　類似施設の館長等の賃金等につきまして、資料として提出いたします。

委員長　　ただし、それは常勤・非常勤と、そういうふうなことも区別して出してくださいね。これは各課報告事項には入ってますけども、これはどういうふうなことをされるわけなんですかね。改定ということですね。これはもう議会関係なしの改定ということですか。

総務部長　　要綱でございますんで、もうこちらのサイドで。

委員長　　当初予算に関係することですね。

総務部長　　はい、個別個別で意見はいただきます。この要綱にかかわらず、どんな要綱でも同じだと思うんですけども、それと同じ取り扱いで考えております。

委員長　　ただし、これは当初予算に関係することですよ。予算の中に入っているわけですよ。

総務部長　　賃金ですんで、当然予算には入っております。

委員長　　わかりました。他にございませんか。　　伴委員。

伴委員　　今回の賃金の改定とはちょっと関係ないんですけども、この表を見せていただいて、私、ひとつぱっと不思議に思ったのは、上から3段目のこのふれあい交流センターいきいきの里の、この書いておられるこの職種の中で、なぜこれだけが時給と日給で掛ける8になっていないのか、他のところは全部掛ける8にきっちりなっているんですわ、時給掛ける8にすると日給が出て

くると、これだけが7,520円がきっちり7,500円の方がきりがええからされているのか、そのあたりどんな感じですかね。

総務部長 第2段目も同じだと思うんですわ、第2段目も、短大の程度、日給…。

伴委員 時間給と日給です。

総務部長 時間給と日給ですか。これはね、7,520円になるんですけども、20円の端数切っておるんですわ。940円にね、当初決められた時にね、940円の時間給でしたやろ、それに8掛けて7,520円になっておるんです。以前20円切っておられたと思うんです、当初決める時に。その関係で100円単位にされたと思うんですわ。

伴委員 それでしたら、下の一般事務職とかこのあたり、下の桁も全部入っている関係からいうと、ちょっと違和感があるんですが、そのあたりはどんなものですか。

総務部長 ふれあい交流センター、老人憩の家等々につきまして、今現在が時間で雇用していないということで、ここもう変えてこなかったということで、こういうことになっておると思います。ほんで一般職うんぬんにつきましては、今日まで単価を変えてきた経緯がございますので。その時にもうきっちり時間単価に8時間を掛けた数字に要綱の改正をやってきたと思うんです。上の3つにつきまして、その関係で対象者がいなかったんで、そのままきたと思うんです、ずっとそのままで。この上の3つは据え置きになっておるんですわ。下の単価は変わっても上の3つは据え置きになってきた経緯がございますんで、その時に変えてなかったということで、ご理解いただきたいと思えます。

伴委員 まあ、今説明していただきましたが、対象の方が今現在おられないということでこういう形だと、だけど日給の方がおられるのであれば、結局20円違うことですし、やっぱりお金のことなんで、やっぱりきっちりと、住民が

理解できるような形でしていただきたいと、私は要望いたします。

総務部長 今、ご指摘のように確かに20円の差がございます。他との整合性がある、対象者がおらないけれども、これについては7,520円ということで、この要綱については変えさせていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。今、変えさせていただきたいということであれば、これ、今変えたらどうなんですか。

総務部長 変えるということです。

委員長 そしたら変えるということですね。

総務部長 今日中に資料を配布いたします、修正の資料を。

委員長 以前の経緯もちょっと調べていただけませんか。どのようになつていたか、と思います、と思いますという答弁だったと思いますんでね。  
他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、11時10分まで休憩いたします。

( 午前10時55分 休憩 )

( 午前11時10分 再開 )

委員長 それでは再開いたします。 池田総務部長。

総務部長 臨時職員さんの賃金の改定について3段目でありますけども、これにつきまして、当初の資料につきまして、時間給に掛けて7,500円、20円端数を切捨てとなっております。これにつきましては以前の経緯もあったわけ

ではございますけども、委員さんからの指摘もございますように、やはり時間給に8を掛けて7, 520円と、より分かりやすく賃金を支払いさせていただくということで、今般資料の差し替えをよろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長 ただいまの部長の答弁でしたが、なにか質問ありましたらお受けいたします。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、次に(4)職員の平成21年度のラスパイレス指数について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは(4)職員の平成21年度のラスパイレス指数について、でございます。これにつきましては奈良県が県内の市町村のラスパイレス指数の公表をしております、県内の市で最も高かったのは、橿原市の100.3でございます。それから県内の町村で最も高かったのは、当町の97.0でございます。県内市の平均が96.0でございます。それから県内町村の平均が90.8でございます、いずれも全国平均を下回っているという状況となっております。このことにつきましては、新聞報道もされたところでございます。

このラスパイレス指数といいますのは、国家公務員の一般行政職の給料額を100とした場合の、地方公務員の一般行政職の給料額を経験年数で比較した数値で表されるものでございます。

資料6をご覧くださいと思います。この表につきましては、国家公務員の各学歴ごとの経験年数別に分類したものに職員数と平均給与月額をあらわしたものに、当町の職員の同等の学歴、経験年数別の給料月額をあてはめた表でございます、これがこの指数を算出する表というふうになっております。この表の右から2番目E/Dの欄をご覧くださいますと、この欄につきましては、町の平均給料月額を国の職員数で乗じたものと国の総給料月額とを比較した数字でございます、この数字がこのラスパイレス指数の

算出の数値となっております。

この表の数値が比較的高いのは、大学卒の上の表でいいますと、経験年数の5年以上から15年未満の者、それから真ん中の表の短大卒では、経験年数の2年以上から3年未満、それから経験年数の7年以上から25年未満、それから下の高校卒の表では、経験年数の10年以上から20年未満がだいたい約99から約107までと若年層の給料月額が国と同じぐらいか、あるいは国より高くなっているという状況でございます。

それからまた逆に、各学歴とも経験年数が25年以上の職員については、約90から約95までと国よりは低くなっているという状況でございます。

これにつきましては、当町の若い職員が昇任試験によって係長やあるいは課長補佐に昇格して給料が上がっていくために、この階層につきましては国と同じか、あるいは給料が高くなっているという状況でございます。逆に、国との給与体系や役職の違いから年齢の高い職員については、町は国よりも給料が低くなっているという状況となっております。この表をご覧くださいましたらおわかりのように、すべての職員が一律ラスパイレス指数が97.0ということではなく、全階層の平均値が97.0になっているというところでございますので、ご理解を賜っておきたいと思っております。

また、昨年と比較いたしますと、昨年度は95.9でございまして、指数が1.1ポイント上昇しているという状況でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、若い職員が昇任試験によって係長や課長補佐に上がっていくということ、あるいは指数の低い職員の退職によりまして、このラスパイレス指数が上昇したものであるというふうに考えております。以上で、職員の平成21年度のラスパイレス指数についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 今回ラスパイレス指数が加重平均されて97.0という値になっています。先ほど課長から報告ありましたように、昨年来新聞報道でされた値よりもなお上昇しているという状況の中で、厳しい財政の中におきまして、今後、財

政健全化に対します先を見ていった場合に給与制度ということについてということについての、このラスパイレスとの関係について、理事者、今どういうふうを考えてられているかということをお聞きしたいんですけども。

総務課長

これは先ほどご報告させていただきました中で、国との比較の中では97ということでございますから、国よりは低いということではございますけれども、他の団体と比べて高いという状況でございますけれども、やはり優秀な職員は上位の級に上がってですね、高くなっていくという給与体系についてはやはり職員の意識も高まっていくことだと思いますし、全体の給料の額から言いますと、他と比べて高くなっているという状況ではございますけれども、職員の意識の向上ということについては、昇任試験を導入しているということについては、有効ではないかと考えております。ただ、年齢が高くなってきますとラスパイレスが低くなっているという状況についても、これも職員の士気が下がりますと、ちょっとどうかなというふうに思うんですけども、全体の給与額からいたしますと、やはり少数精鋭でやっていくということが一番大事であると、職員の資質を高めていくということが大事であると思いますので、そういう形で対応してまいりたいと考えております。

飯高委員

確かに課長言われたことも一理あるんですけども、一方でやはり今後財政の健全化、将来を見通した場合に、これがだんだん上昇気味になっていく、それが何年か続くと、やはり自治体よっての給料制度に問題があるのではないかとということも懸念されている部分もありますので、この辺、今適正なのかどうかというのはちょっとわかりませんが、今後こういったことについても将来において、やっぱり検討する必要があるのではないかと、私は思います。

委員長

他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員

すいません。ちょっとこの表見せてもらって、高卒の方ですね、3年以上5年未満まで、全然いてないんで。この間全然採用もしてこなかったんです



けども、今大卒以上でずっととっていますけども、せっかくこれ出していた  
だいたんで、高卒はとらないというふうにしてはるのか、その辺の考え方  
についてちょっとおたずねしておきたいと思います。

総務部長　　ここ数年来、条件の中に、高卒、短大卒、大学卒とやっておりますけども、  
そうした中で、筆記試験、または二次試験をする中で適当な人材がおらな  
かったということでもあります。

委員長　　他にございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長　　次に、（５）職員採用試験（二次試験）の実施について、理事者の報告を  
求めます。　　乾総務課長。

総務課長　　それでは５番目ですけども、職員採用試験の二次試験の実施についてで  
ございます。去る１月１７日に一次試験を行いまして、一般事務職が９４名の  
受験者のうち一次試験合格者が２７名、それから保育士では２４名の受験者  
のうち一次合格者が７名をそれぞれ合格ということしております。

この一次試験合格者に対しまして、二次試験といたしまして、一般事務職  
は２月１３日に論文試験と面接試験を、それから保育士につきましては２月  
１４日に実技試験と面接試験をそれぞれ実施したところでございます。

以上簡単ではございますけれども、職員採用試験の二次試験の実施につ  
いてのご報告とさせていただきます。

委員長　　報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたしま  
す。　　木澤委員。

木澤委員　　保育士さん、今回正規採用ということでしたくんですけども、ず  
つと臨時職員さんの募集をかけてて、なかなか来ないっていう状況があるん  
ですよね。あれは単純にやっぱり時給が低いから来はらへんのか、そういう意

味では正規職員として採用する、保育士さんを増やしていくという考え方で進めていくべきなのかなというふうに思うんですけども、せっかくの職員採用なんで、その考え方についてもおたずねしておきたいと思うんですけども。

町長 今の状況等については、昨年と今年で保育士等採用しているわけなんですけど、いずれにいたしましても、状況等十分判断していく中で当面の間はこうして4名の採用をしてまいったわけなんですけども、採用これからまだ22年度の関係につきましても、今二次試験が終わったわけなんですけども。来年度等については、臨時職員等との兼ね合いというのか、そういうことを十分考えながらですね、やっぱり今の状況を十分把握して、これから保育の関係等についても、今国は幼保一元化ということも今の政権は伝えてますから、そういうことになってくることも考える中でですね、やっぱり十分整理していかなあかんと思っておりますので、当面は今年の2名の採用ということで考えているということです。

木澤委員 調整をしながらということも町長おっしゃっていただきましたんで、きちんと子ども達をみる体制ができるようにですね、保育士さんのほうについても充実をしていただきたいなど。あと、私基本的には公務員で働く皆さんについても今本当に臨時職員さん増えてきているんですけども、やはり常時恒常的に働いていただく方は正規職員であるべきではないかという意見ももっておりますんで、それはまた別の機会に議論させていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(6)第4次総合計画の策定状況について、理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(6)第4次総合計画の策定状況につきまして、ご報告させていただきます。昨年の6月の総務委員会で住民意識調査結果に

つきまして報告させていただいておりますが、その後の状況につきまして、資料7によりましてご報告させていただきます。

まず、総合計画審議会の委員の任命についてでございます。第3次総合計画の策定時と同様に、今回におきましても審議会において審議いただくこととしまして、斑鳩町総合計画審議会条例に基づきまして、お手元の資料では資料2となっておりますものがございますが、10名の方を任命させていただいております。委員の構成としましては、選任委員の方が8名、公募委員の方が2名とさせていただいております。男性の方が5名、女性の方が5名となっております。

次に、昨年12月21日に第1回総合計画審議会を開催いたしております。その内容につきましてご報告させていただきます。第1回目の審議会では、第4次斑鳩町総合計画、これの基本構想または基本計画の策定につきまして、審議会での調査及び審議を求める諮問を行っております。

また、第1回目の審議会ということもありまして、議事といたしましては、お手元のレジメにありますように総合計画策定の進め方のほか、斑鳩町の現状でありますとか、住民アンケートなどの基礎調査の結果などを資料3から7をお示ししまして報告したところでございます。なお、住民意識調査結果の資料6、アンケート集計結果報告書につきましては、先ほど申しましたように6月に当委員会でその資料を提出しまして、ご説明させていただいたところでございますので、今回資料としては省かせていただいております。

今回、現状と課題につきましては、その中の資料7でございます。現状と課題の整理、分野別というところでございますが、その説明を若干させていただきたいと思っております。まず資料7につきましては、第3次総合計画の策定の柱ごとに、その中の大項目ごとに、現状と課題の整理を行ったところでございます。主なものを説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず1ページ目でございます。大きな柱でございます。

ともに生き心ふれあうまちづくりでは、まず1番目、コミュニティづくりでございますが、主なものをご紹介しますと、自治会未加入者や脱退者によります自治会への加入促進の必要性でありますとか、自治会の活性化、魅力ある自治会づくりの促進の必要性、また住民のコミュニティに対する意識向上の必要性という課題等があがってきております。

次に、3ページでございます。2つ目の柱であります。すこやかにともに生きる福祉のまちづくりについてでございます。6番目の生涯福祉の充実というところでございます。ここでは、地域住民相互の社会的なつながりの希薄化でありますとか、家庭や地域の相互扶助機能の弱体化、また障害をもつ人が自立した社会を送れる社会の構築という課題があがってきております。

次に4ページでございます。7番目の健康づくりの推進でございます。これにつきましては、それぞれのライフステージに応じた保健・医療・福祉サービス提供体制の整備という課題等があがっております。

次に、5ページでございます。大きな柱の3番目でございます、文化の香り高く心豊かなまちづくりでは、9番目にありますように教育・人づくりの充実とか、多様な教育ニーズに応じて、安全で安心な学校づくりの推進という課題等があがってきております。

次に、7ページでございます。4番目の柱であります、潤いのある魅力的なまちづくりでは、13番目の道路・交通体系の整備では、安全性や快適性に配慮した人にやさしい道づくりの整備、また9ページであります5番目の、安全で快適なまちづくりでは、16番、環境保全の推進で、持続可能な循環型社会の構築、また住民と行政が一体となった環境保全意識の向上という課題等があがってきております。

次に、11ページでございます。6番目の柱であります、にぎわいのあるまちづくりでは、19番、農業の振興では、斑鳩の景観構成要素の一部であります農地の保全と農業の振興が課題であると。また20番目の商工業の振興では、斑鳩ブランド商品の開発、販売促進の検討、12ページでございますが、21番目の、観光の振興では、観光ルートや観光拠点の整備という課題等があがってきております。

次に13ページ、最後でございますが、計画の実現に向けてでは、多様化する住民ニーズに対して、迅速かつ的確な行政サービスの提供、また財源の確保と歳出のスリム化による財政健全化の確立というそれぞれの課題があがっております。

今申しましたそれぞれの分野別の課題は、この資料7というところで、まとめているところでございます。若干簡単に説明させていただきましたので、あとまた皆様にはまた見ていただければと思います。

今後、この第4次総合計画の策定に際しましては、これらの今申しました現状と課題を踏まえまして、基本構想・基本計画を取りまとめてまいりたいと考えております。基本構想につきましては、パブリックコメントを取り入れるなど、住民皆様のご意見もいただき最終的な調整を行いまして、12月議会の議決を目指しまして、策定作業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、第4次総合計画の策定状況につきましてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今日いただいた資料はまた持って帰って見て、また後日させていただきたいと思うんですけども、今スケジュールのところでは課長がおっしゃっていただきましたけども、住民の皆さんに広くお知らせして意見を聞くというのが説明されていたと思うんですけど、それはいつでしょうか。

企画財政 策定にあたりまして、実施に際しまして、アンケート調査等もうすでに  
課長 行っているところでございます。また、その中間報告としまして、今考えているところで「まちづくりフォーラム」の開催を考えております。これにつきましては8月か9月ごろと想定しております。またこの第四次総合計画の素案を公表いたしまして、広く住民からご意見等もいただくパブリックコメントを10月ごろの予定を考えているところでございます。

木澤委員 多くの方に来ていただけるように、事前のお知らせなんかも充実をしていただきたいなという要望だけさせていただきます。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長        それでは、次に（７）平成２２年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、理事者の報告を求めます。    面巻税務課長。

税務課長        それでは、各課報告事業の（７）平成２２年度税制改正大綱の地方税関係の概要につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料８をご覧くださいませでしょうか。平成２２年度税制改正大綱では、現下の社会経済情勢を踏まえ、６５歳未満の者の公的年金に係る所得割の徴収方法の追加、地方たばこ税の税率の引き上げ、個人住民税における扶養控除の見直し等が行われることとなっております。

                  それでは、これらの主な改正内容につきまして、順次ご説明をさせていただきます。１ページをご覧ください。はじめに、改正が見込まれるものうち、町税条例の改正が必要となる内容につきまして、２点ご説明をさせていただきます。

                  まず１点目は、１の「６５歳未満の者の公的年金に係る所得割の徴収方法の追加」についてでございます。個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴いまして、平成２１年度からは、年金所得分については６５歳以上の方は特別徴収となり、６５歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者の方は普通徴収となったところでございます。これによりまして、納税者の方からは「窓口等での納付の手間が新たに生じた」などの意見が多く寄せられ、地方自治体もその徴収方法の変更を国に要望しておったところでございます。

                  これらの意見等を踏まえ、平成２２年度の税制改正大綱で、「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない６５歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができる。」とされたところでございます。

                  この制度整備につきましては、平成２２年度以後の個人住民税について適用し、平成２２年４月１日からの施行が予定されているところでございます。このため、現時点では、平成２２年３月３１日付けでの専決処分をお願いする予定としております。なお、制度整備の初年度におきましては、納税者に混乱を生じさせないため、徴収方法の選択に係る経過措置が設けられる予定

となっております。

2点目は、2の「市町村たばこ税の税率の引上げ」についてであります。市町村たばこ税につきましては、平成22年度の税制改正大綱では、マイルドセブンやセブンスターなどの旧3級品以外の製造たばこが1,000本につき、現行の3,298円が4,618円に、エコーやわかば、しんせいなどの旧3級品の製造たばこが現行の1,564円が2,190円に引き上げられる予定となっております。この改正につきましては、平成22年10月1日から施行し、手持品課税が実施される予定となっております。このため、現時点では、6月議会定例会に上程し、ご審議をお願いする予定としております。

以上が、改正が見込まれているもののうち、町税条例の改正が必要となる内容についてでございます。

続きまして、その他の主な改正内容について、ご説明をさせていただきます。2ページをご覧くださいませでしょうか。

はじめに、3の「個人住民税の扶養控除等の見直し」についてであります。

個人住民税における扶養控除の改正につきましては、16歳未満（年少）の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止。16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とすることが予定されております。なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び23歳以上70歳未満（成年）の扶養親族に係る扶養控除（33万円）につきましては、現行の控除制度が維持されることとなっております。この改正につきましては、平成24年度分以後の個人住民税から適用されることとなります。

次に、4の「同居特別障害者加算の特例の改組」につきましては、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）につきまして、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められるものでございます。この改正につきましても、平成24年度分以後の個人住民税から適用されることとなります。

3ページをご覧くださいませでしょうか。次に、5の「生命保険料控除の改組」についてであります。生命保険料控除につきましては、現在の一般保

除料控除、個人年金保険料控除と別枠で、介護医療保険控除という枠が設けられます。これにより、住民税は平成24年1月1日以後に締結した保険契約の各保険料控除の適用限度額が2万8,000円となり、合計の適用限度額は、現行の7万円が据え置きされます。また、平成23年12月31日以前に締結した保険契約につきましては、現行の各保険料控除の適用限度額3万5,000円が適用されることとなりますが、新旧を併用する場合は、新契約につきましては新方式、旧契約につきましては旧方式による計算を行ったうえで、上限額は2万8,000円となっております。この改正につきましては、平成25年度分以後の個人住民税から適用される予定となっております。

最後に4ページでございます。「新築住宅特例をはじめとする住宅関係特例の延長」についてでございます。今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していく等の条件はございますが、現行制度がそのまま延長される予定となっております。(1)の「新築住宅に係る固定資産税の減額措置」につきましては、平成24年3月31日まで2年間延長されます。

(2)の「認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置」につきましては、適用期限を平成24年3月31日まで2年間延長されます。(3)の「バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置」につきましては、適用期限を平成25年3月31日まで3年延長されます。(4)の「省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置」につきましては、適用期限を平成25年3月31日まで3年延長されます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度税制改正大綱の地方税関係の概要につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず1番の公的年金にかかる所得割の徴収方法なんですけども、これは年金をもらっている人に対して、他の所得と合算して年金から引くという単純に言うたということなんですか。

税務課長 そのとおりでございます。65歳未満の方につきましてはのみになってお



ります。65歳以上の方につきましては特別徴収ということになっておりません。

木澤委員 この文章の中では、徴収することができるとなっておりますけども、斑鳩町もそういう方向で改正をされるということなんですか。

税務課長 選択の方法を申告していただくということにさせていただいております。

木澤委員 選択をされない、言うても返事がないような方がもしいてはったらどうされるんですか。

税務課長 その場合は申告がなかったものですので、特別徴収でさせていただくことになると考えております。

木澤委員 あと、3番目の個人住民税の扶養控除の見直しのところなんですけども、これについては斑鳩町での影響っていうのはそれぞれについて、どれぐらいの世帯でどれぐらいの金額かっていうのはどうでしょうか。

税務課長 個々の家庭の影響っていうことで考えさせていただいてよろしいでしょうか。ご説明させていただきますと、個人住民税の16歳未満の年少にかかる33万と、上乘せ部分12万の廃止に伴う家庭の税額にかかる影響額ということなんですけども。それを算出する家庭なんですけども、設定といたしましては、年収500万円で社会保険料の各控除額は、全国平均をとった場合、夫、専業主婦、それと子どもさんが中学生と高校生の4人の家庭で、所得税が31,500円、住民税が45,000円、合わせまして76,500円増税になるということです。次にこれも同じで、夫と、専業主婦、子どもが2人で高校生と19歳以上23歳未満の子どもと仮定した場合なんですけど、これにつきましては所得税で12,500円、住民税で12,000円、合わせまして24,500円の増税となります。最後に中学生と19歳以上23歳未満の子どもが2人おられる場合につきましては、所得税で19,000円、住民税で33,000円、合わせまして52,000円の増額となるところで

ございます。以上です。

木澤委員 あと、今年度で対象世帯ってというのは。

税務課長 それはちょっと分からないです。申し訳ございません。

委員長 他にありませんか。私、先ほどちょっと聞き漏らしましたけども、1番です、65歳以上のものの公的年金にかかる所得割の徴収方法の追加、平成22年3月31日専決処分というふうに書いておられるんですけども、その理由さきほどおっしゃっていたと思うんですけども、もう一度すいませんが。 面巻税務課長。

税務課長 これについては、22年の4月1日施行が予定されておまして、現時点でまだ国会のほうで審議されている途中なので、その議決決定を待ちまして対応させていただくということになりますので、現時点では、例年の予定どおりいけば専決処分をさせていただきたいということを考えているところでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(8) (仮称)斑鳩歴史資料室の開室について、理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、(仮称)斑鳩歴史資料室の開室についての取り組みにつきまして、ご報告申し上げます。昨年の8月の総務常任委員会でもご報告させていただいていたところではありますが、平成9年9月の開館以来、蒐集に努めてきた町立図書館の「斑鳩」に関する資料は、3,000冊を超え、現在、それらの資料は選別の上、一部ではありますが、図書館閲覧室、書庫と郷土資料コーナーに配架している現状であります。

これらの資料は、図書館開館当初より法隆寺及び中宮寺からご寄贈に始まり、多くの方々の志により寄贈されたものも含め、図書館の資料収集方針として斑鳩に関する図書資料を蒐集してまいりました。

また、当初よりこれらの資料につきましては、次世代に引き継いでいかなければならない図書資料として、また情報発信の拠点として、資料や情報を積極的に収集し、提供するという図書館の役割からも、斑鳩の歴史を学ぶ方々に閲覧していただく計画を立てておりましたところ、このたび斑鳩文化財センターが完成し、いかるがホール内の「歴史資料室」が空室になることから、国における地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、(仮称)斑鳩歴史資料室の開室準備を進めている段階でございます。

現段階での開室準備でございますが、一時、地域活性化・経済危機対策臨時交付金にかかる予算の政権交代による執行停止期間があったことから約1ヶ月間、開室準備が遅れておりましたが、12月7日、家具備品購入の入札を行い、購入書架の搬入も随時行っているところであります。また、ご寄贈いただいた図書資料を含め、現在、蔵書整理を順次行い、開室にむけ準備を進めているところでございます。

次に、資料室の名称であります。聖徳太子が601年に斑鳩宮を造営されて以来、1400年もの間、先人の人々が太子の想いを我々後世に伝えられてきました。聖徳太子の諸実績についての関心が高い昨今、「斑鳩＝聖徳太子」のイメージと更に後世へ受け継ぎ、発信していくため、室名を「聖徳太子歴史資料室」といたしまして、5月1日(土)から開室することとし、開室記念式典を5月1日午前10時から行い、式典終了後、町民の皆様を対象に公開、翌日5月2日(日)からは一般を対象に公開してまいりたいと考えております。

次に、運営面についてであります。開室時間は、毎週月曜日から土曜日までの間、休館日の火曜日は除きますが、午前9時30分から午後5時00分までとし、日曜日は、午前10時00分から午後5時00分までの間、開室してまいりたいと考えております。

閲覧方法につきましては、永久的に保存していく資料という性格上、資料室内の資料はすべて室内で閲覧していただく方式を考えており、貸出の制限を設けることを考えております。

また、資料管理の観点から、不正に持ち出しを行わせないように、資料室出入口には、BDS（磁気式持出禁止装置）を設置し、管理を行ってまいりたいと考えております。当該設備につきましては、資料室内の資料を持った状態で、出入り口を通過いたしますと、警告音を発するものであります。

次に、閲覧者の資料に関するお問い合わせについてであります。歴史資料室担当の臨時職員1名を配置し、来室者に対する対応を行ってまいりたいと考えております。

この臨時職員につきましては、利用者対応の他に、地域資料の整理、調査相談の記録等の整理業務等を行う要員と考えております。また、お問い合わせのうち、時間を要するものや高度な調査相談については、従来から調査相談を担当してきた司書職員が連携の上、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 伴委員。

伴委員 今、報告受けた中で、平日は9時半から、そして休日は10時からという形で報告受けましてんけど、これは図書館の開館時間と合わせて、その時間ってというのは決まってるわけですか。

生涯学習課長 基本的に図書館の開館時間と合わせております。ただし、土曜日のほうが図書館のほうは午後の9時30分までということになっておるんですけども、当分の間、資料室のほうにつきましては5時までということで考えております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはありませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については終わります。  
続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 南中サブグラウンドのトイレの設置の件なんですけども、関係者との協議を進めていただいていると思いますけども、その状況についてお伺いしたいと思います。

生涯学習 先の12月議会におきまして、当総務常任委員会の方からいただきました課長 趣旨採択を尊重し、新たに洋式トイレの設置に向け、予算関係、設置、設備等検討いたしましたところ、本年度中に設置することとし、利用者、その請願者であります斑鳩町老人クラブ連合会・代表者様と設置に向け、現在協議を進めている段階でございます。現在協議を進めている段階でありまして、設置場所とか、簡易洋式トイレの形式等が決まりましたら、総務常任委員会の方に報告させていただく予定としておりました。以上でございます。

委員長 他に質疑、ご意見はありませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっとお聞きしたいんですが、先日行われたいかるがマラソンですねんけど、私沿道に立ってまして応援する時の小旗が欲しいんやけど、どないして貰えるのかなという話があったんですが、そのあたりの数の問題とか、配布方法、このあたりでどういう形になっているのかちょっと教えていただきたいです。

生涯学習 マラソンに関しましての応援小旗の件でございますが、体育協会と走路指課長 示員の方々に適当な本数を配布しまして、沿道に来られる方々に対して旗を配布してもらっている状況でございます。雨天等の関係がございます今回は旗を使われる方が少なかったということで、今後なるべく多く走路員が配布をするとともに、周辺の方々とも協議を行いまして応援者がたくさん出れ

るように努力してまいりたいと考えております。

伴委員 遠方から来られている方が非常に多いと、今年はまた参加者も天候が悪い中、非常に多かったという中で、やはり走っているもんからすれば、あの沿道の応援というの非常にうれしいもんやと。そしてまた沿道の方もそれを楽しみにされておられる方がおられますんで、今年天気の関係っていうのはよくわかりますねんけども、来年その辺配布の程、うまく配布していただいて、応援しやすいというような環境をつくっていただくことを要望いたします。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けいたします。  
小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。どうもご苦労様でございました。

( 午後 12 時 00 分 終了 )

